



交通安全情報No.49

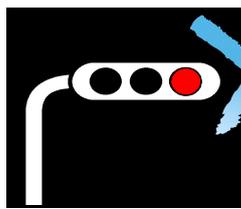
ストップ・ザ・交通事故

令和5年9月7日
警察本部交通部
交通総合対策センター

電動キックボードの安全利用!!



電動キックボードは、車体の大きさや構造、保安基準などにより一般原動機付自転車や特定小型原動機付自転車などに分類され、免許やナンバープレートの有無、公道走行の可否などが異なります。規格等をしっかり確認して安全に運転しましょう！



止まれ
STOP

**信号遵守・左側通行・携帯電話等使用禁止
飲酒運転の禁止・確実な一時停止**



頭部を守るためヘルメット着用を!

頭部への負傷は致命傷となる可能性がありますので、かぶりましょう!



道内においては、電動キックボードによる大きな交通事故が発生しています!

他の車両と同様に交通ルールや交通マナーをしっかりと守り、安全運転に努めましょう!

◀ 車の運転者も交通ルール・マナーの遵守を! ▶